

文部科学省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、令第 号
環境省

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第三百三十号）第十一条
第一項、第二項、第四項第二号及び第七項の規定に基づき、人材認定等事業に係る登録に関する省令を次の
ように定める。

平成十六年 月 日

文部科学大臣 河村 建夫

農林水産大臣 亀井 善之

経済産業大臣 中川 昭一

国土交通大臣 石原 伸晃

環境大臣 小池百合子

人材認定等事業に係る登録に関する省令

（人材認定等事業）

第一条 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（以下「法」という。）第十一条

第一項の主務省令で定める人材認定等事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 人材認定等事業のうち育成に係る事業（以下「育成事業」という。）にあつては講習又は研修（以下「講習等」という。）を、人材認定等事業のうち認定に係る事業（以下「認定事業」という。）にあつては書面審査、口述審査又は実地審査（以下「審査」という。）を行うものであること。

二 営利を目的とするものでないこと。

（登録の申請）

第二条 法第十一条第一項の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）

二 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの

三 申請者が法第十一条第三項各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 直近の三事業年度の各事業年度における登録の申請に係る人材認定等事業の実績を記載した書類

五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

六 次に掲げる事項を記載した書類

イ 登録の申請に係る人材認定等事業に係る手数料に関する事項

ロ 育成事業については、講習等の講師の氏名、職業及び略歴並びに講習等の受講定員に関する事項

(申請書の記載事項)

第三条 法第十一条第二項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 人材認定等事業の名称

二 人材認定等事業の行われる場所

三 人材認定等事業の対象となる者の範囲

(登録基準)

第四条 法第十一条第四項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 登録の申請に係る人材認定等事業に係る手数料の額が当該人材認定等事業の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二 登録の申請に係る人材認定等事業の内容に応じ、講習等又は審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。

三 登録の申請に係る育成事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 申請者が個人である場合は、当該申請者が当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事した経験を有していること。

ロ 申請者が法人その他の団体である場合は、その構成員に当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事した経験を有する者が一人以上含まれていること。

ハ 当該育成事業に係る講習等が、当該育成事業において三年以上講習等の業務に従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。

二 当該育成事業に係る講習等は、当該育成事業の内容に応じ、次に掲げる事項を含むものであること。

- (2)(1) 環境の保全に関する指導に必要な知識又は技能に関する事項
- 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能に関する事項

ホ 直近の三事業年度の各事業年度において当該育成事業に係る講習等を受けた者が五人以上であると。

四 登録の申請に係る認定事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 当該認定事業に係る審査の方法及び基準が明確であること。

ロ 当該認定事業に係る審査の基準は、当該認定事業の内容に応じ、次に掲げる基準を含むものであること。

- (1) 環境の保全に関する指導に必要な知識又は技能の水準に関する基準
- (2) 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能の水準に関する基準

ハ 直近の三事業年度の各事業年度において当該認定事業に係る審査を行っていること。

(変更等の届出)

第五条 法第十一条第七項の規定による届出は、同条第二項各号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第二、登録人材認定等事業の廃止に係る場合にあつては様式第三による届出書によつてしなければならない。

附 則

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

様式第 1 (第 2 条関係)

人材認定等事業登録申請書	
整理番号	
年 月 日	
主務大臣 殿	
申請者	氏名 住所
	印
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。	
人材認定等事業の名称	
人材認定等事業の内容	
人材認定等事業の行われる場所 (該当するものに をすること)	屋 内 屋 外 森林 田園 公園 河川 湖沼 海岸 海洋 その他 ()
人材認定等事業の対象となる者の範囲	

備考

- 1 の欄には、記載しないこと。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 氏名 (法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人その他の団体にあつては、その代表者) が署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 2 (第 5 条関係)

登録人材認定等事業変更届出書			
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">整理番号</td> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	整理番号	
整理番号			
	年 月 日		
主務大臣 殿	氏名		
	届出者	印	
	住所		
<p>環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第 11 条第 2 項各号に掲げる事項を変更したので、同条第 7 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
人材認定等事業の名称			
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更の年月日		年 月 日	
変更の理由			

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 「人材認定等事業の名称」には、変更前の名称を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 3 (第 5 条関係)

登録人材認定等事業廃止届出書			
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">整理番号</td><td style="width: 50px; height: 20px;"></td></tr></table> 年 月 日	整理番号	
整理番号			
主務大臣 殿	氏名 届出者 住所 印		
登録人材認定等事業を廃止したので、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第 11 条第 7 項の規定により、次のとおり届け出ます。			
人材認定等事業の名称			
廃止の年月日	年 月 日		
廃止の理由			

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。